

## 「自然災害時の生徒の登校について」（令和2年7月10日改正）

- 1 開校日と休業日（部活動、模擬試験、補習、ゼミ、各種検定等の実施日）の登校時において、次のいずれかが発表されている場合は、「自宅待機」とする。

ただし、居住する地区に「避難準備」「避難勧告」「避難指示」等が発令されている場合は、自分自身や家族の安全確保を最優先し、自治体の指示に従って行動すること。

- (1) 松山市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている。  
ただし、「特別警報」のうち、「高潮特別警報」「波浪特別警報」については、関係する生徒のみとする。
- (2) 松山市に「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」が共に発表されている。
- (3) 松山市久枝地区(本校所在地)に「避難勧告」「避難指示」が発令されている。  
※ 「避難準備」が発令されているときは、学校所在地の天候、道路や公共交通機関の状況、河川等の増水の状況を把握、検討した上で、登校又は自宅待機等の指示を、MACシステム及び学校HPを用いて連絡する。
- (4) 上記の(1)～(3)にあるいずれかの警報等が、居住する市町に発表されている生徒は、松山市の状況にかかわらず「自宅待機」とする。

- 2 正午までに上記1の(1)～(4)に示した警報等が全て解除された場合は、安全に十分留意して登校する。  
ただし、「避難準備」継続中の地区で、山沿いに在住する生徒をはじめ、安全に登校できないと判断した場合や、災害状況のために登校できない場合は、学校に連絡した上で「自宅待機を継続」する。
  - 3 正午の時点で上記1の(1)～(4)に示した警報等のいずれかが継続されている場合は、「臨時休業」とする。
  - 4 居住市町に地震（震度5程度以上）・津波等による大規模災害が発生した場合は、直ちに命を守る行動をとることを第一とし、学校からの指示（MACシステム及び学校HP）があるまで自宅等で待機または安全な場所に避難する。
  - 5 通学で利用する公共交通機関が災害や事故等で不通の場合は、他の交通手段を利用するなどして、安全に十分配慮して登校する。ただし、安全に登校できない場合や他の交通手段が利用できない場合は、学校に連絡した上で「自宅待機」とする。
  - 6 その他の災害や事故等が発生した場合は、各自が状況を的確に判断し、登校できるようであれば、安全に十分配慮して登校する。危険と判断した場合は、登校を見合わせ、学校に連絡すること。
- ※ 学校からの指示や連絡については、MACシステム及び学校HPで確認する。原則として、学校への電話による問い合わせはしない。

(参考)

- 1 最新の防災気象情報（警報の有無等）は、以下のサイトより御確認願います。
  - 松山地方気象台HP
- 2 交通機関の運行状況は、以下のサイトより御確認願います。
  - JR四国旅客鉄道株式会社 列車運行情報Webサイト
  - 株式会社伊予鉄グループ Webサイト